

ご審議の上なにとぞ可決下さいますようお願いして補足説明を終わります。

議長（石川 信義君） 以上で各委員長の審査報告は終り
ました。

これより各委員長報告に対する質疑を行ないます。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川 信義君） 以上で質疑は終ります。
十三番（石川 繁治君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっており、議案第百十号については
各委員会報告どおり決定されんことを望みます。

議長（石川 信義君） おはかりいたします。ただいま石川 繁治
君から所定の賛成者を得て本案は討論を省略し、各
委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出さ
れました。本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川 信義君） ご異議なしと認めます。よって議案
第百十号昭和四十八年度福生市一般会計補正予算（第
四号）は各委員会審査報告のとおり可決をいたします。

議長（石川 信義君） これより一時まで休憩をいたします。
午後十二時十六分 休憩

午後一時二十四分 開議

議長（石川 信義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第七議案第百十一号昭和四十八年度福生市国民健康
保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますの
で委員長から報告を願います。

（厚生委員長中曾根 実君登壇）
厚生委員長（中曾根 実君） 審査報告いたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照
冒頭に補正の内容説明をお聞きただけであります。

議 百十五
議 百十六
議 百十七
議 百十八
議 百十九
議 百二十
議 百二十一
議 百二十二
議 百二十三
議 百二十四

その内容を簡単に申しあげます。国庫負担金において現年度と過年度方も相殺し百二十三万五千円、国庫補助及び都補助においては十二月から適用しようとする高額療養費関係で、国、都で二分の二、五十二万五千円の補正、繰越金において二百二十二万四千円、また歳出では一般会計の補正と同様職員の人件費のほか精神衛生法による療養費の補正と、高額療養費として平均実績を勘案し該当者を二十五人程度とみて百五万円を補正した。このような説明があり、特に発言もなく当委員会としては原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。なにとぞ審議の上ご可決下さいますようお願い申しあげまして、補足説明を終わります。

議長

(石川 信義君) 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

(石川 信義君) 以上で質疑を終わります。

十三番

(石川 繁治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第百十一号については委員会報告どおり決定されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長

(石川 信義君) おはかりいたします。ただいま石川繁治

君から所定の賛成者を得て本案は討論を省略し、委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されました。本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

(石川 信義君) ご異議なしと認めます。よって議案

第百十一号昭和四十八年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)は委員会審査報告のとおり可決をいたしました。

議長

(石川 信義君) 次に日程第八議案第百十二号昭和四十八年度福生市公益質屋会計補正予算(第一号)を

議題といたいます。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

(厚生委員長中曽根 実君登壇)

厚生委員長(中曽根 実君) 審査報告いたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

なお審議概要を簡単に申し上げますと、本予算も人事院勧告に伴う公益質屋に従事する職員の給与改定分と一般会計からの繰入れと利子で補正を行なおうとするもので、委員から公益質屋の運営について若干質疑があり、公益質屋は入賃して四ヶ月で流賃となっているが、平均すると九十日前後で返還されており、期限の近いものは通知もした後期間をおいて流賃しているが、年間の利用状態は約八百件程度であります。

以上のような答弁がなされた後、おはかりいたしましたように全員異議なく可決と決定した次第であります、なに

とぞご審議の上ご可決下さいますようお願い申しあげまして補足説明を終わります。

議長(石川 信義君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川 信義君) 以上で質疑は終わります。

十三番(石川 繁治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十二号については委員会報告どおり決定されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(石川 信義君) おはかりいたします。ただいま石川 繁治君から所定の賛成者を得て本案は討論を省略し、委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されました、本動議のとおり決することを「異議ございませんか。」

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川 信義君) ご異議なしと認めます。よって議

案第百十二号昭和四十八年度福生市公益質屋会計補正
予算(第一号)は委員会審査報告のとおり可決をいた
しました。

議長(石川 信義君) 次に日程第九議案第百十三号昭和
四十八年度福生市福生都市計画事業福生土地区画
整理事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。
本案については建設委員会に審査を付託してありま
すので委員長から報告を願います。

(建設委員長大野 行天君登壇)

建設委員長(大野 行天君) 審査報告いたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

なお本案につきましては提案理由の中へ明細に担当課長
より説明がございまして、この内容も、これといった内容
もなくただ福生団地に新設されます歩道橋等にかかる予
算であり、また人事院勧告による説明がされたわけであり

ます。委員会の決定とおりご審議ご可決されますよう
お願いいたします。終わります。

議長(石川 信義君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑も行ないます。

(異議ないと呼ぶ者あり)

議長(石川 信義君) 以上で質疑は終わります。

十三番(石川 繁治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十三号につ
いては委員会報告とおり決定されんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長(石川 信義君) おはかりいたします。ただいま石川 繁治
君から所定の賛成者を得て本案は討論を省略し、委
員会審査報告とおり可決されたい旨の動議が提出さ
れました。本動議のとおり決することに異議ございま
せんか。

(異議ないと呼ぶ者あり)



議長（石川 信義君） 二、異議なしと認めます。よろ議
案第百十三号昭和四十八年度福生市福生都市計
画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（
第一号）は委員会審査報告のとおり可決したまいました。

議長（石川 信義君） 次に日程第十議案第百十四号昭和
四十八年度福生市水道事業会計補正予算（第二号）
を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありま
すので委員長から報告を願います。

（厚生委員長中曽根 実君登壇）

厚生委員長（中曽根 実君） 審査報告いたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照
なお簡単に補正して説明いたします。

本水道の補正予算は、収益的収入において事業収入
として、前年度実績を勘案し水道料金収入で六百万円

営業外収益では基地排水工事の計画変更に伴い受

託工事で三百五十万円減となり預金利子、不用品の売却

収入と相殺し二百三十万円の減額補正、支出においては管

業費用に於て職員の給与改訂による補正のほかポンプ

の取り替え、修理費に要する費用や、固定資産の除却

費を含め九百六十三万四千円、営業費用では基地排水

工事の計画変更による工事委託料三百五十万円の減額、

資本的関係におきましては支出のみの補正で人件費の補

正が主となるが、来年度計画している第三浄水場の

上屋工事あるいは配水ポンプ、電気設備等の設計委託

料に不足を生じたための四百万円を補正しようとするもので、

当委員会としてまゝでは、本予算は原案とおり可決

すべきものと決定した次第であります。なにとぞご審

議の上原案とおり可決下さいますよう補足説明を終り

ます。

議長（石川 信義君） 以上で委員長の審査報告は終了した。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川 信義君) 以上で質疑は終了します。

十三番(石川 繁治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっており、議案第百十四号については委員会報告により決定されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(石川 信義君) おはかりいたします。ただいま石川 繁

治君から所定の賛成者を得て本案は討論を省略し、委員会審査報告により可決されたい旨の動議が提出されました。本動議のにより決することに「異議」ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川 信義君) 「異議なし」と認めます。よって議案

第百十四号昭和四十八年度福生市水道事業会計補正予算(第二号)は委員会審査報告のにより可決をいたしました。

議長(石川 信義君) 次に日程第十一議案第百十五号昭和

四十七年度福生市一般会計決算認定についてを議案といたします。

本案については三常任委員会に審査を付託しておりますので順次委員長から報告を願います。

まず総務委員長森田 秀雄君。

(総務委員長森田 秀雄君登壇)

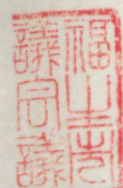
総務委員長(森田 秀雄君) ご指名がありまいたので審査り報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

なお引き続きまして審査の内容について説明いたします。本決算の審議に先立って、冒頭歳入全般、更に歳出に對する内容の説明を求めたわけでありますが、その内容は大要は本会議において説明がなされておりますので、この説明は省略させていただきます。主に当委員会における質疑の概要を簡単に報告させていただきます。

まず歳入における質疑、応答の主な内容は、固定資産税における不納欠損について、現在徴収強化月間として二名づつの四組を編成をインフレ傾向にある現今であっても徴収に鋭意努力力しているが、固定資産税の第十五条徴収猶予関係については、七十歳以上で扶養親族が同居していないものが二件、法人が倒産し未精算のものが五千八百円と三千二百円が各一件、また十八条の消滅時効関係では、家屋が未登記のため所有者不明となつてゐるもの等が四件、残りはほとんど僅び千円単位が不納欠損となつてゐる。また収益事業において前年と同様約二十万円の減収であつたが、今後の見通しはどうか、について競輪収益は四十六年度、四十七年度に一億四千万円を組み、一億一千四十五万円、一億二千万円のそれぞれ収入であつたが、四十八年度においては人件費以上に売り上げが延びてゐるので一億三千万程度は収入となる見込みである。また歳出関係におきましては昭和四十七年度には農業委員の選挙は行なわれなかつたが、この支出は何か、また検査審査員候補者選定関係について、農業委員会立候補者が定員となつてゐる場合であっても選挙会が開かなければならないことに法で決つており、その場合最低五人の立合人が必要で、そのための報酬や立候補者手続き等の準備で支出された。また検査審査員についての選挙人名簿から補充員を含め二十二名をくじによつて選ぶ、法的には辞退することはできないことになつてゐるものの出席率は悪いようである。毎年一月十五日までに八王子の地方裁判所に報告することになつてゐるが、月だとも期間も短いので昨年からは十二月中にくりを引き、面接等を十分に行った後、一月十五日までに報告してゐる。

これらのような質疑応答が活発に行なわれ、結論としては、本決算は原案どおり認定すべきものと決定した次第でございます。よろしく本委員会の決定どおり認定下さいませようお願ひいたします。



議長（石川 信義君） 次に建設委員長大野 行夫君登壇。

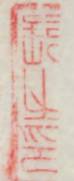
（建設委員長大野 行夫君登壇）

建設委員長（大野 行夫君） 審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

なお本委員会に付託されました内容でございますが、数字については理事者より明細に説明されておりますので、はぶかせていただきます。

委員の中より新堀橋が現在二十五トンという荷重制限になっていますが、万一これが事故が起った場合どうするのかと、この理由につきましてもは現在それ以上の車がこれを通行している。この問題が大きく取り上げられて、その理事者側においては検査の結果は二十五トンという最大荷重制限は出されているが、この重量車の通るのはアサノコンクリートと福生コンクリートの両者であり、検査結果は両社に伝えている。なお橋のたもとに立札を立てようと思うが、会社の方で立札を立てる件で話し合うことを進めている。このような答弁で、



これに對しまして、委員の中からももし事故が起った場合の今どのような処置を取らなくちゃならないかというような問題にもなりまして、本件につきましては市長よりも特に制限標を立ててこれをはっきりしていきたい、とこのような答弁がなされております。また柳山公園の一部市営プールの管理につきましても四十七年度には、あるいは四十八年度からはどうなるのかという質問に對しまして、四十八年度には教育委員会が皆揃ったのでこの管理は教育委員会に一任してある。

このような答弁の概要で本委員会は原案を認定するものと決定した次第でございます。よろしくご審議認定たまためるようお願いいたします。補足説明といたします。

議長（石川 信義君） 次に厚生委員長中曾根 実君登壇。

（厚生委員長中曾根 実君登壇）

厚生委員長（中曾根 実君） 審査報告いたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

当委員会に付託されたのは、市民課関係、福祉事務
所関係、環境保全課関係であります。本決算に先立
ち各所管の部分について担当の課長より説明があり、引
き続き質疑を行なったわけであります。その主な質疑
の内容を申しあげますと、一、国保会計その繰り出しに
対する考え方について、二、災害救助費の内容、三、市民サービス面
から考え、社会福祉協議会に対する業務委託について、
四、公害関係の状況は、またダストボックスの今後の考え方はい
うか、等の質疑があり、これに対し各課長から、医療費の
値上りで国保会計の財政状態は非常に緊迫してきており、
単年度収支からみても約九百六十万の赤字になってくるが、来
年度からは更に医療費が上る模様でありますので、まず
まず苦しい財政状態となり、今後も一般会計からの繰り
入れをあおがなければ国保運営が困難となる。一かーこの
繰り出しについては国保加入者は全市民の約三〇％程度
であるということも考慮しなければならぬと思う、災害

救助の関係につきましても、四十七年度において火災が三件あ
りまして、全焼の場合は一万円で、災害の程度によって見舞
金が変わっているが、その他社会福祉協議会や日本赤十字社
からも見舞品が支給されている、社会福祉協議会との
委託については市の職員の勤務体形も異なっており、
きめ細かなサービスを行なうには市で行なうより委託して行
なった方がより効果が上ると考えている。ダストボックスの関係
については、たしかに良い面と悪い面があり、耐用年数等を
考え、今後はゴミ減量運動に伴い特定の場所を除き極
力廃止の方向で考えていきたいと思つてゐる。また公害問題
については、水質検査を多摩川や下の河あるいは基地排水
等を中心に行なうと共に航空機騒音の測定も延二
十三回行なったが、最近では苦情関係が多くなつてゐる。
また福祉行政の一部を社会福祉協議会に委託してゐる
ことには反対である等の意見が出された後、本決算に
おける当委員会の所管分についておはかりました。

ところ、異議がありましたので、起立採決の結果、起立四名、多数と認め、原案どおり認定すべきものと決定した次第であります。

なお当日は二名の欠席者がおりましたことを申し添えておきます。
慎重に審議の上、原案どおり可決下さいますようお願いいたしまして、補足説明を終らせていただきます。
議長（石川 信義君） 以上で各委員長の審査報告は終りました。

これより各委員長報告に対する質疑を行ないます。
（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（石川 信義君） 以上で質疑は終了します。
討論の通告がありますので、これより討論を行ないます。
討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。反対者十番松山 清君。

（十番松山 清君登壇）

十番（松山 清君） 私は議案第百十五号昭和四十七年度

福生市一般会計決算認定について、反対討論を行ないます。
決算は決められた予算の執行が適切に行なわれ、しかもその内容が真に住民本意の立場で運用され、切実な市民の要求が配慮されてきたかどうか明確なるものであります。また四十七年度決算を見ると、厳しい財源の中で多用化する市民の要求に答えていくというところ、ため努力されているとは思いますが、当初予算審議の際の問題点ならびに決算の結果から評価するならば、幾つかの点主張しなければなりません。

まず始めに超過負担についてであります。総額三百七十五万円にのぼる超過負担が、自民党政府によって自治体におつけられております。すでに貴重な超過負担に対して訴訟を起している自治体もある今日ですが、福生市当局は超過負担についての対策は不十分であり、自民党政府に対して解消を求める姿勢があるとは私としては見受けられておれません。次に市長交際費、支出節約